

令和8年7月16日

お客さま 各位

都留信用組合

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に伴うでんさいへの移行と手形割引の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合では、政府および金融界が推進する「手形・小切手機能の全面的な電子化」に伴い、これまでの紙の手形を前提としたサービスを見直し、でんさいへの全面的な移行をすすめております。

手形割引業務につきましては、当組合における取扱い業務から廃止するものではございませんが、電子交換所における手形交換が終了となるため、令和9年3月31日以降、手形割引については、非常に限定的な取扱いとなります。

当組合では、手形・小切手に代わる決済手段として、電子記録債権（でんさい、でんさいライト）やインターネットバンキングをご用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討いただきますよう、重ねてお願いいたします。